

森河内剣志会

会則

改訂

2016年4月1日

2016年12月末日

2017年4月1日

2023年4月1日

目次

第1章 総則	3
第1条 【名称】	3
第2条 【事務所】	3
第3条 【稽古場所】	3
第4条 【稽古時間】	3
第2章 目的及び事業	3
第1条 【目的】	3
第2条 【事業】	3
第3章 組織	4
第1条 【会員】	4
第2条 【機関】	4
第3条 【総会】	4
第4条 【総会の決議】	4
第5条 【役員会】	5
第6条 【任務】	5
第7条 【保護者会】	5
第4章 会計	5
第1条 【会計年度】	5
第2条 【経費】	5
第3条 【入会】	5
第4条 【運営費】	6
第5条 【監査】	6
第5章 処分	6
第1条 【除名及び退会】	6
第6章 補則	6
第1条 【細則】	6
附則	6

第1章 総則

第1条 【名称】

本会は森河内剣志会と称する。

第2条 【事務所】

本会の事務所は総会の決議により定める所に置く。

第3条 【稽古場所】

東大阪市立森河内小学校 内体育館

大阪府東大阪市森河内東一丁目32 番24 号とする。

（但し、同上の稽古場所が何らかの理由で使用出来ない場合は休み。又は会が指定した場所にて稽古を行う事とする。）

第4条 【稽古時間】

毎週土曜日 18時～20時30分

※内18時00分～19時30分は小学生及び初心者（大人含む）。

毎週日曜日 9時～11時30分

※内9時00分～10時30分は小学生及び初心者（大人含む）。

とする。

（但し、状況により曜日及び時間の変更を行うことがある）

第2章 目的及び事業

第1条 【目的】

本会は少年の心身の鍛錬及び剣道の技術の向上、剣道愛好者相互の親睦及び技能の錬磨等を通じ、少年の健全育成並びに剣道の普及発達を図ることをもって、地域社会に貢献することを目的とする。

第2条 【事業】

この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 計画的かつ定期的な剣道の稽古
- (2) 剣道に関する各種大会、催物への参加
- (3) 森河内地域に関する行事への協力

- (4) その他、会の目的の達成に必要な事業

第3章 組織

第1条 【会員】

この会は、第3条の目的に賛同する次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 年齢が概ね小学校1年生以上で会長が承認した者
- (2) 準会員 他道場に所属し当会の目的に賛同し当会の稽古会に定期的に参加する者。
- (3) 特別会員 当会の目的に賛同しその事業に協力する意志があり会長が承認した者。

第2条 【機関】

この会は、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第3条 【総会】

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年3月末までに会長が招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、また、役員の過半数の請求があったときに招集する。
- 4 総会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 会則等の改廃に関する事項
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (3) 予算及び決算、会計に関する事項
 - (4) 役員を選任に関する事項
 - (5) その他重要な事項

第4条 【総会の決議】

総会は、役員過半数の出席（ただし、委任状の提出のあった会員は、出席者とみなす。）で成立し、出席者の過半数で決議する。

- 2 可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 総会の議長は、会長とする。ただし、会長は、代理者を指名できる。

第5条 【役員会】

この会は、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名まで
- (3) 会計 若干名
- (4) 監査 2名まで

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員が生じたときは、会長が役員会の承認を得て選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 【任務】

会長は、会務を総括し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代行する。
- 3 会計は、会計及び事務を総括する。
- 4 監査は、会計を監査する。

第7条 【保護者会】

この会は、保護者会を置かない。

第4章 会計

第1条 【会計年度】

この会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月末日に終わる。

第2条 【経費】

この会の経費は運営費、寄付金、補助金等その他を持って充てる。

第3条 【入会】

入会希望者は入会届けを提出し、定められた運営費を納付しなければならない。

- 2 この会に納付された運営費等は返還しない。
- 3 入会者には「会則」「細則」を交付する。
- 4 会員は退会又は休会しようとする時は退会届け又は休会届けを提出して、会長の承認を得なければならない。

第4条 【運営費】

運営費は細則により別に定める。

第5条 【監査】

監査は毎年、年度末に会計からの収支決算を監査し総会に報告するとともに、その承認を役員会から得なければならない。

第5章 処 分

第1条 【除名及び退会】

非違事案、不祥事案により、この会の名誉を損じたとき及び運営費の滞納者については、会長はこれを訓戒し、必要あるときは、役員会の決議を経て除名及び退会勧告を行うことができる。特に誹謗中傷、及び名誉毀損等については剣道の理念に反する為、厳しく対処するものとし過去、現在問わず発覚次第、除名処分とする。

第6章 補 則

第1条 【細則】

この会則の定めのほか、この会の運営について必要な事項は、細則により別に定める。

附 則

この会則は、2017年4月1日から施行する。―